

気仙沼市立病院コンビニエンスストア・理髪店  
及び自動販売機設置・運営事業に関する仕様書

1 目的

本仕様書は、気仙沼市立病院（以下「本院」という。）において、コンビニエンスストア・理髪店及び自動販売機（以下「コンビニエンスストア等」という。）の運営を行う事業者（以下「事業者」という。）が、事業を行う上で売店・自動販売機用区画の使用許可を受けるに当たり、本院が必要とする条件等を定める。

事業者が事業を実施するための企画提案は、仕様書に記載された全ての事項を満たさなければならない。

2 使用物件・用途

(1) コンビニエンスストア及び理髪店設置場所（別紙図面参照）

気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2 気仙沼市立病院地下1階

(2) 自動販売機設置場所及び面積（別紙図面参照）

※以下を基本とし、詳細を協議の上設置することとする。

気仙沼市立病院：地下1階自動販売機コーナー（8台程度）

1階自動販売機コーナー（医療用品含む6台程度）

3階～6階自動販売機コーナー（各階1台又は2台）

気仙沼市立病院附属看護専門学校：地下1階自動販売機コーナー（1台）

3 コンビニエンスストア設備等工事に関する事項

(1) 工事区分

別紙工事表参照

※発電機電源はコンビニエンスストア設備等に供給されず、一般商用電源のみである。

4 コンビニエンスストア使用許可条件等

(1) 営業日及び営業時間

ア 営業時間

年中無休とする。

※臨時的に休業日が発生する際には、事前に本院の承認を得るものとする。

イ 営業時間

7時から20時までを基本とし、本院と協議の上決定する。

(2) 営業開始日

契約締結後は速やかに本店舗営業に向けての準備を開始すること。現業者が原状復帰を行った後に、工事等を開始し、令和6年10月1日までに本店舗の営業を開始する

こと。なお、本店舗工事期間は、仮店舗の運営を行うこと。

ただし、現業者が契約の相手方となった場合には上記に限らず、本院と協議の上、店舗開始に向け準備を開始すること。

(3) 取扱商品及びサービス（必須項目）

ア 食品(弁当, おにぎり, パン, サンドウィッチ, 菓子等), 飲料(ドリップコーヒー, 経口補水液, ペットボトル飲料等)

イ 医療関連用品(紙おむつ, 介護用品等)

ウ 別途本院が指定する医療関連商品

※人工肛門消耗品の販売を必須とするため医療機器販売の管理者を配置すること。

エ 入院関連商品・衣料品(洗面用具, 肌着, パジャマ等)

オ 切手, はがき, 乾電池, 新聞, 雑誌, 書籍等

カ 入院セット

※セット内容, 運用方法等は本院と協議し決定する。(キ, ク及びケも同様とする。)

入院セット A: バスタオル・フェイスタオル・衣類・アメニティグッズ(日用品)

入院セット B: 入院セット A+肌着

アメニティグッズ(日用品)の内容

ティッシュポット・歯ブラシ・歯磨き粉・シャンプー・ボディソープ・BOX ティッシュ等

キ おむつセット

おむつセット①: テープタイプ

おむつセット②: パンツタイプ

ク お産セット

お産用パッド・ベビー用おしり拭き・滅菌済分娩用マット・さい帯箱・保湿用ベビーキャップ等

ケ エンゼルセット

清拭用具, 浴衣, タオルケット, 綿, カミソリ等

コ 入院患者等の衣類クリーニング取次ぎ

サ 公共料金等支払

シ イートインスペース

(4) 取扱不可商品

ア 院内の安全を脅かすもの(刃物, マッチ, ライター等)

イ 酒類

ウ たばこ

エ 有害図書

オ その他療養に適さないもの

#### (5) 付加的なサービスの提供

次に掲げるサービスの提供を検討すること。また、これらのサービス以外にもクレジットカード・電子マネーの利用など利便性の向上につながるサービスの提供に努めること。

ア コイン式コピー・FAX 機の設置

イ 宅配便の取次ぎ

ウ ATM

エ マイナンバーカードを利用した各証明書等の交付サービス

オ 郵便ポスト

カ その他サービス提供が可能なもの

#### (6) 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、できるだけ安価な価格設定とすること。

#### (7) 営業に伴う関係法令上の手続

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全ての事業者の負担により行うこと。

#### (8) 商品等の搬出入

商品等の搬出入は、本院が定める時間帯及び方法により行うこと。

#### (9) 廃棄物の回収

店内の廃棄物の回収は、方法及び頻度等をあらかじめ本院と協議し、その実施に係る費用は事業者の負担とする。ゴミ箱を設置の上、廃棄物の分別を適正に行うとともに廃棄量を把握し、廃棄物の抑制と再資源化を促進するよう努めること。

#### (10) 衛生管理及び感染症対策

自主的に食品細菌検査を実施する等、常に衛生管理を徹底し、事故防止に努めること。検査結果は書類により本院に報告すること。

業務従事者が感染症等に感染した場合には、当該業務従事者への措置及び他のものに感染が広がることのないよう迅速に対策を講じ、速やかに本院へ報告の上、指示に従うこと。

また、事故発生防止の観点から、特に衛生面での教育に重点を置いた研修体制を整えることとし、業務従事者だけでなく、食材料等の搬入者への衛生教育も徹底すること。なお、これらの措置に係る費用は事業者の負担とする。

その他本院感染症専門医師等の指示に従い、感染対策に努めること。

#### (11) 張り紙、看板等の表示

使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は、原則として認めない。

ただし、表示箇所、看板等の色彩及び数量等について本院内の他の掲示物との一体性を保つと認められる等の場合は、本院と協議の上許可する。

#### (12) 緊急時の対応

事故や犯罪若しくはこれらに準ずる事態が発生した場合には、利用者の安全確保を最優先として適切に対処し、防災センターに連絡すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、本院に報告すること。

なお、営業時間内外における事故や犯罪発生時の連絡体制を書面にてあらかじめ本院に届けること。

### 5 理髪店使用許可条件等

#### (1) 営業日及び営業時間

##### ア 営業日

月曜日から土曜日までとする。

(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

##### イ 営業時間

9時から18時までを基本とし、本院と協議の上決定する。

#### (2) 業務従事者

業務従事者については、理容師の資格を有し、かつ、病気やその治療による脱毛等の症状に対する相談や的確なアドバイスを行うことができる知識を有する者を配置すること。

なお、公益社団法人日本毛髪科学協会が認定する毛髪診断士や全国理容生活衛生同業組合連合会が認定するケア理容師又はそれらに類する資格を有することが望ましい。

#### (3) 営業に伴う関係法令上の手続

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については全て事業者の負担により行うこと。

#### (4) その他

店舗の営業開始時に宮城県理容生活衛生同業組合に加入していること。

### 6 自動販売機使用許可条件等

#### (1) 営業日及び営業時間

年中無休・24時間稼働とする。

#### (2) 取扱商品

ア 飲料（経口補水液は最低2か所、防災センター前及び4階病棟に設置すること。）

イ 医療関連商品（マスク）

(3) 取扱不可商品

- ア 酒類
- イ たばこ
- ウ 有害図書

(4) 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、安価な価格設定とすること。

(5) 営業に伴う関係法令上の手続

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については全て事業者の負担により行うこと。

(6) 商品等の搬出入

商品等の搬出入は、本院が定める時間帯及び方法により行うこと。

(7) 廃棄物の回収

自動販売機の廃棄物の回収は、方法及び頻度等をあらかじめ本院と協議の上実施し、その費用は事業者の負担とする。

ゴミ箱を設置の上、廃棄物の分別を適正に行うとともに廃棄量を把握し、廃棄物の抑制と再資源化を促進するよう努めること。

(8) 自動販売機の仕様

- ア 自動販売機は稼働音や、商品購入時の落下音に配慮した静音型（病棟に設置するもの）
- イ 身体障害者・車椅子対応型（気仙沼市立病院附属看護専門学校を除く各設置コーナーに1台）
- ウ 電力量計搭載型（設置機全部）

7 使用許可形態及び使用許可期間

(1) 契約形態

事業者はコンビニエンスストア等を運営する区画について、気仙沼市病院事業行政財産の目的外使用に係る使用料規程第3条第1号の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用することとする。

(2) 許可期間

使用許可期間は、許可日から令和11年3月31日までとする。なお、この使用許可期間には事業者が店舗開業に向けて行う備品、器具等の持込み、開店準備、許可期間終了に伴う原状回復期間を含む。

### (3) 留意事項

運営会社（チェーン本部）が公募参加の上、運営がフランチャイズ加盟店となる場合にはフランチャイズ加盟店を記載すること。ただし、同一フランチャイズからの応募可能事業者は1事業者のみとする。なお、使用許可期間中のフランチャイズ加盟店の変更は認めない。

## 8 使用料

### (1) 使用料

使用料は下記ア、イ、ウ及びエを合算した額とする。

ア コンビニエンスストア及び理髪店

月額 755,920 円 (1 m<sup>2</sup>当たり月額 3,436 円×220 m<sup>2</sup>)

イ 自動販売機

1 台当たり 月額 3,436 円

ウ 光熱水費等事業運営に必要な費用

エ ア、イ及びウに対する消費税及び地方消費税相当額

### (2) 加算額

事業提案により、月の売上額に一定の率を乗じて得た額を加算することとした事業者にあつては、その額を加算する。

### (3) 日割計算

使用開始日又は終了日が月の途中となる場合の当月の使用料の固定額は、日数<sup>あん</sup>按分により計算する。

### (4) その他

ア 使用料の納入時期及び回数は、本院と協議の上、決定する。

イ 企画提案後又は契約期間中、消費税率の改定その他類似の税制度の変更、新設等があつた場合には、本院と使用料の見直しに関する協議を行うこと。

## 9 必要経費等の負担

(1) 次に掲げる営業に係る費用は、全て事業者の負担とする。

ア 開業及び運営のための施設設備整備費及び什器備品等購入費

イ 内装工事費

ウ 通信設備設置費及び通信費（内線電話の使用料は無料）

エ 廃棄物の処分費

オ 利用者による事業者所有設備汚損、破損に対する経費

- (2) 事業運営に当たり第三者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- (3) 事業運営のため事業者が講じたセキュリティ経費
- (4) 許可期間終了に伴う原状回復に係る経費
- (5) 上記のほか、事業運営に関する一切の経費

#### 10 損害賠償等

- (1) 事業者はその責めに帰すべき理由により、本院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、その損害額に相当する金額を本院に支払うこととする。ただし、事業者の負担により原状に回復した場合は、この限りでない。
- (2) 前号のほか、事業者は本仕様書に定める義務を履行しないことにより本院に損害を与えたときはその損害額に相当する金額を本院に支払うこととする。
- (3) 地震等の災害により、店舗用区画の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、本院及び事業者協議の上、速やかな復旧に努めることとする。復旧に係る経費はその責任区分によってそれぞれが負担することとする。
- (4) 本院は、本院の責めに帰すことが明らかな場合を除き、当該コンビニエンスストア等に係る盗難事故や破損事故等に関して一切の責任を負わない。

#### 11 原状回復

許可期間終了に際しては、現状に回復すること。

#### 12 禁止事項

- (1) 事業者が、使用物件をコンビニエンスストア等の営業以外の用途で使用することを禁ずる。
- (2) コンビニエンスストア及び理髪店への住み込みを禁ずる。
- (3) コンビニエンスストア及び理髪店内を含め、本院敷地内は禁煙とする。

#### 13 運営に当たっての留意事項

- (1) 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令など規則等を遵守すること
- (2) 災害が発生した際は、必要に応じて本院への商品等の提供に協力すること。
- (3) 事業者が直接経営するものとし、使用許可物件を第三者に譲渡・転貸又は使用貸借等しないこと。
- (4) 常勤の従業員の中から責任者を定め、その氏名、住所、連絡先を記載した文書を本院に提出すること。

- (5) 職員は地元雇用に最大限配慮すること。
- (6) 業務従事者は、清潔感のある身なりで業務に当たるとともに、利用者に対しては、親切丁寧な接遇に努めること。また、事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の実施に努めること。
- (7) 個人情報保護及び守秘義務を徹底すること。
- (8) 商品及びサービス等について、改善すべき事由が生じた場合には、本院と協議し、速やかに必要な措置を講ずること。
- (9) 常に整理整頓を心がけ、周囲の清潔保持に努め、衛生環境を損なわないようにすること。
- (10) 毎月、前月分の売上実績額等、本院が求める定期報告を行うこと。
- (11) コンビニエンスストア内には事業者や提供商品と関係のない広告の掲示を禁ずる。
- (12) コンビニエンスストア内は、車椅子の方が安心して移動できるような販路スペースを確保すること。
- (13) コンビニエンスストア等の運営や提供商品に係る問合せ、苦情等については、事業者の責任において、誠意をもって対応し、必要に応じその内容及び対応の状況を遅滞なく本院に報告すること。また、顧客にアンケートを実施した場合は、本院に結果を報告すること。
- (14) コンビニエンスストア等の運営に関し、本院が事業者との協議を必要とする場合に、速やかに対応すること。
- (15) その他、本仕様書に定めのない事項については、本院と事業者が協議の上、決定すること。

#### 14 気仙沼市立病院の概要

- (1) 住所 気仙沼市赤岩杉ノ沢 8 番地 2
- (2) 建物の概要
  - ア 建築面積 8,174.44 m<sup>2</sup>
  - イ 延べ床面積 28,944.06 m<sup>2</sup>
  - ウ 階数 地上 6 階，地下 1 階（法定階数：地上 7 階）
  - エ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート構造（免震構造）  
一部鉄筋コンクリート構造及び鉄構造
- (3) 病床数 340 床
  - ア 一般病床 238 床
  - イ 地域包括ケア病床 50 床



- ウ 回復期リハビリテーション病床 48床
- エ 感染症病床 4床
- (4) 外来患者数 1日当たり約842.5名(令和4年度)
- (5) 入院患者数 1日当たり約242.6名(令和4年度)
- (6) 看護学生数 88名(令和6年4月1日現在)
- (7) 全職員数 約770名(令和6年4月1日現在)